

1 受信料制度

(1) 受信料の位置づけ

- 受信料は、臨時放送関係法制調査会の報告書に記されているとおり、「国家機関でない独特の法人として認められた協会に徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金」と解釈されている。

(2) 受信契約の締結義務等

- ① 放送法第 32 条第 1 項は、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に対し受信契約の締結を義務付けている。
- ② 放送法第 32 条第 3 項は、受信契約の条項の策定及び変更について総務大臣の認可が必要であることを定めている。
- ③ 同項の規定に基づき認可を受けた受信規約第 5 条第 1 項は、受信契約を締結した者に対し、受信料の支払を義務付けている。
- ④ この受信料の月額は、放送法第 37 条第 4 項の規定により、国会が同条第 1 項の収支予算を承認することにより定めることとされている。
- ⑤ 放送法第 37 条の規定により、協会の毎事業年度の収支予算等は、まず総務大臣に提出され（第 1 項）、総務大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出してその承認を受けることとされている（第 2 項）。

2 受信契約等の現状

- 平成 19 年 3 月末時点における受信契約の状況は、総契約対象件数が約 4,704 万件であり、このうち支払件数は約 70.6%の約 3,320 件、未契約件数は約 23.1%の約 1,086 件、未収件数は約 6.3%の約 298 万件とされている。
- また、契約率及び支払率のここ 10 年間の推移を見ると、平成 16 年 7 月に発覚したいわゆる芸能番組制作費不正支出問題等を契機に受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加しており、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、契約率については依然として低下傾向にあり、結果として、受信料収入は平成 15 年度をピークとして大きく減収となっている。

3 受信料体系

(1) 受信料体系及び受信料額の改定の経緯

- 放送法に基づく日本放送協会が設立された昭和 25 年当時、受信契約には単一の契約種別のみが存在し、その受信料は月額 35 円とされた。その後昭和 26 年の受信料値上げを経て、昭和 28 年のテレビ放送の開始によりテレビとラジオの二本立ての料金体系となった。また、昭和 29 年、昭和 34 年の受信料値上げを経て、昭和 37 年には全ての放送の受信契約である契約甲及びラジオ放送

のみの受信契約である契約乙の二本立ての料金体系が確立された。

- 昭和 43 年、契約乙を廃止し、カラー契約と普通契約の二本立ての料金体系への改定が図られ、その後昭和 51 年、昭和 55 年、昭和 59 年の実質的な値上げ及び平成元年の消費税導入に伴う値上げを経て、同年衛星放送の本放送化により「衛星カラー契約」、「衛星普通契約」及び「特別契約」の 3 つの契約種別が追加され、5 種別の料金体系となった。
- 平成 2 年には実質的な値上げ、平成 9 年には消費税率の引き上げ等に伴う値上げが行われ、その後、平成 19 年 10 月には普通契約のカラー契約への統合により「地上契約」、「衛星契約」及び「特別契約」の 3 種別の料金体系への移行が図られることとなった。

(2) 現行の受信料体系

① 受信料体系及び受信料額

- 現行（平成 19 年 10 月改定）の受信料の料額表には、地上契約、衛星契約、特別契約の 3 種の契約種別が設けられているほか、口座振替等及び訪問集金の支払区分が設定されており、受信料の月額は、地上契約で 1,395 円、衛星契約で 2,340 円（いずれも訪問集金の場合）とされている。また、6 か月及び 12 か月の前払料金が設定され、それぞれ約 5.0%、約 7.5%の割引が適用される。

② 受信料の支払の特例（割引）

- いわゆる割引については、上記の口座振替等料金、前払料金が設定されているほか、支払の特例として多数契約一括支払の特例、同一生計支払の特例などの割引が導入されているところ。これらの割引の導入は、制度上、新たな受信料額の設定と解されており、契約種別ごとの受信料額と同様、国会が収支予算を承認することにより定められているものである。

③ 受信料免除制度

- 放送法第 32 条第 2 項は、協会はあらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、受信料の免除ができないことを定めている。
- 受信料免除制度は、放送法施行前の社団法人日本放送協会が大正 15 年当初から学校、社会福祉施設等を対象に実施してきたものであり、昭和 25 年、放送法に基づく日本放送協会の設立後も放送の普及、国民福祉等のために設けられてきたものであるが、昭和 53 年以降は国会の附帯決議等を受け、協会の負担軽減を図るため、免除措置の対象を順次縮小している。

(3) 受信契約の単位

- 受信契約の契約単位については、昭和 25 年の受信料制度創設当初は受信設備単位であったが、昭和 43 年の受信規約の改正により、それ以降は、世帯については世帯単位、事業所等については設置場所（部屋）単位とされている。
- 住居に受信設備を設置した場合の受信契約の単位を当該住居に居住する世帯としている点は、世帯という国民の生活単位に基づいたものの社会構成上の単位としての地位、立ち入り調査権を認めない状況での実務の円滑な遂行等を行うことで、世帯住居内の受信設備の設置台数の困難性にとらわれず契約を確保し、その結果として、公共放送制度の基本である受信料の公平負担を確保することとしているものである。

4 契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ

- NHKは、受信料の公平負担の現状や営業活動の遂行状況を把握するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。契約率や支払率は、それぞれ契約件数、支払件数の実績値を分子とし、契約対象件数を分母として算出されるものであるが、受信規約では受信契約の単位は世帯ごと又は設置場所ごとを原則としているため、分母となる契約対象件数を正確に表す公的統計は存在しない。
- このため、NHKは、国勢調査、事業所・企業統計調査などの公的統計を基にしつつ、これらの統計で捕捉することのできない部分については独自の調査も活用することにより、契約対象件数を推計している。

(1) 現行の推計方法（NHKによる推計）

- 受信規約では、受信契約の単位が世帯と事業所等住居以外の場所とに大別されているため、契約率、支払率の算定の母数となる契約対象件数の推計は世帯と事業所とに区別して行われている。

① 世帯における「契約対象件数」の推計方法

世帯における契約対象件数の現行の推計は、二段階に分けて行われている。

ア 「総世帯数」の推計方法（第一段階）

- ・ 受信規約は、世帯の契約単位を「世帯ごと」と定め、その「世帯」の定義を「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」としている。現在の推計方法では、一般世帯の定義をほぼ同様に定めている国勢調査の世帯数を推計のベースとし、以下の方法により「総世帯数」が推計されている。

(ア) 時期補正

- ・ 現行の推計方法では、全世帯を一般世帯、施設等世帯及び不詳世帯に区分し、一般世帯については、「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）により算出される一般世帯の増加率を適用して推

計している。また、施設等世帯については、前回と直近の国勢調査の増減率を適用することにより時期補正が行われている。さらに、不詳世帯については、直近の国勢調査の不詳世帯数をそのまま適用することとしている。

(イ) 別荘に係る世帯数の補正

- ・ 現在の推計方法では、異なる住居には異なる受信契約の締結が必要とする受信規約との整合性の観点から、これを国勢調査の世帯数の総数に追加する補正を行っている。

(ウ) 「施設等の世帯」に係る世帯数の補正

- ・ 国勢調査では、寮・寄宿舎の学生、社会施設の入所者等は、「一般世帯」と区別され、「施設等の世帯」として棟ごとに1世帯として計上されている。一方、受信規約では、これらの者がそれぞれ契約を締結することが原則となっているため、これらの者を「総世帯数」に反映させるための補正を行っている。

イ 契約対象世帯数の推計方法（第二段階）

- ・ 第二段階では、第一段階の推計により求めた「総世帯数」を基に、NHKが外部委託により独自に行っている「受信契約状況実態調査」等を利用し、テレビを設置していない世帯、受信料の免除対象世帯等を控除することにより、契約対象世帯数の推計が行われている。

(ア) 有料の契約対象となり得る世帯数の推計

- ・ まず、公的統計やNHKが外部委託により独自に行っている「受信契約状況実態調査」を利用し、受信料の免除対象世帯数、同居型世帯数、除外施設数などを推計し、それらの合計を「総世帯数」から控除することにより、テレビの設置の有無を問わず有料の契約対象となり得る世帯数を推計している。

(イ) テレビ普及世帯数の推計

- ・ 次に、(ア)により推計された世帯を単独世帯と二人以上により構成される世帯とに分類し、それぞれに「受信契約状況実態調査」のテレビ普及率を乗じることにより、テレビ普及世帯数を推計している。

(ウ) 有料契約対象世帯数の推計

- ・ 最後に、(イ)により推計されたテレビ普及世帯数から、「受信契約状況実態調査」の結果を基に、テレビが故障している世帯数、長期不在となっている世帯数を推計し、これらの合計を控除することにより、有料契約対象世帯数を推計している。

② 事業所における契約対象件数の推計方法

- 受信規約は、事業所等住居以外の場所について、設置場所ごと（部屋ごと）の契約締結を原則としている。このため、契約対象件数の推計は、事業所・企業統計を基に、NHKが外部委託により独自に行っている「法人・事業所

契約実態調査」等を利用して、事業所におけるテレビ設置部屋数を推計するものである。

ア 事業所の区分

現在の推計方法は、事業所数にNHKの独自調査によるテレビ設置の平均部屋数を乗ずることにより契約対象件数を推計することを基本としているが、ホテル・旅館及び病院については、テレビ設置平均部屋数がその他の事業所に比べ大きいため、これらを区別して取り扱っている（「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」の3区分に分類している）。

イ 純粋事業所数の推計

受信規約は、事業所等の住居以外の場所の受信契約の単位を設置場所ごと（部屋ごと）と定めているが、住居に接続している店舗、事務所等については、基本的にこれらを住居とみなし、当該住居で一の契約を締結することとされている。すなわち、こうした事業所の場合、世帯としての契約のみが必要とされている。したがって、母数の推計に当たり、まずは住居に接続している店舗、事務所等を総事業所数から控除する必要がある。NHKは、独自に行っている「法人・事業所契約実態調査」により、上記アの事業所の区分（ホテル・旅館、病院、その他）ごとに住所に接続している事業所の割合を算出し、住宅に接続している事業所以外の事業所（純粋事業所）数を推計している。

ウ テレビ設置事業所数の推計

イにより推計された純粋事業所数に「法人・事業所契約実態調査」により算出されたテレビを設置している事業所の割合を乗ずることにより、テレビ設置事業所数を推計している。

エ 契約対象件数（テレビ設置室数）の推計

ウにより推計されたテレビ設置事業所数に「法人・事業所契約実態調査」により算出された一事業所あたりのテレビ設置室数の平均を乗ずることにより、契約対象件数（テレビ設置室数）を推計している。

（2）契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の見直し

「資料1 論点整理（案）」により議論。

5 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）

（1）受信料体系設定の際の基本的考え方

- 昭和 25 年に放送法が施行し、NHKが発足して以来、受信料体系は数次に渡って改定されてきた。NHKは、受信料体系改定の際の基本的な考え方を『NHKの維持運営のための特殊な負担金』である受信料の性格を踏まえ、皆様に公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している」としている。

（2）NHKにおける受信料体系の見直し（新たな事業所割引の導入）

- NHKは、自主的に策定・公表した平成 18 年度～平成 20 年度NHK経営計画において、「ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約への改定」を検討項目としており、この点について、本年 2 月、平成 20 年度中に「テレビ設置数の申告を求め、適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払うときのみ、衛星契約、地上契約ともに、敷地内の 2 契約め以降の受信料を半額程度」とする事業所の受信料体系の見直しについて報道発表を行っている。
- また、この報道発表の中では、「世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開を踏まえながら総合的に検討し、平成 19 年 9 月末までにまとめた」との考え方が示されているところである。

（3）受信料体系の見直しの検討の視点等

「資料 1 論点整理（案）」により議論。

6 衛星受信料体系の課題

(1) 衛星受信契約の現状と課題

① マンション等の集合住宅における衛星受信契約の現状と課題

ア マンション等の集合住宅において、各戸ごとにアンテナを取り付けなくても建物自体に衛星放送を受信することのできる共同受信施設が整備されつつあるという住環境の変化、

イ いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、衛星放送を受信することのできる環境を整備している集合住宅に転居することにより、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945 円／月）の支払いを義務付けられる事例が生じている。

② ケーブルテレビネットワークにおける衛星受信契約の現状と課題

ア 地方自治体等が整備するケーブルテレビネットワークが光化されたことにより、ケーブルテレビの運営者が、加入者側で（セットトップボックスなどの）特別な機器を取り付けなくても衛星放送を受信することのできる伝送方式（BS-I F伝送方式）を採用し得るようになりつつあるというケーブルテレビシステムの高度化、

イ いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、ケーブルテレビの伝送方式の変更により、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945 円／月）の支払いを義務付けられる事例が生じている。

(2) 問題点の所在

- 受信規約第1条第2項は、地上系によるテレビジョン放送（地上放送）のみを受信できる受信機を設置した者は地上契約を、衛星系によるテレビジョン放送（衛星放送）を受信できる受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならないと規定している。
- NHKは、この規定に基づき、三波共用受信機を保有する受信者が衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えるマンション等の集合住宅に入居したとき等は、アンテナ端子と受信機側の接続端子とを接続していない場合であっても、衛星放送を受信することのできる受信機を設置した者として取り扱っている。したがって、従来は地上契約を締結していた者の場合は、新たに衛星契約を締結し、衛星付加受信料（945 円／月）を追加的に支払わなければならないこととしている。
- すなわち、集合住宅への転居等により受動的に衛星放送を受信できる受信環境を構築された場合であっても、衛星放送用のアンテナを自己で備える形態に

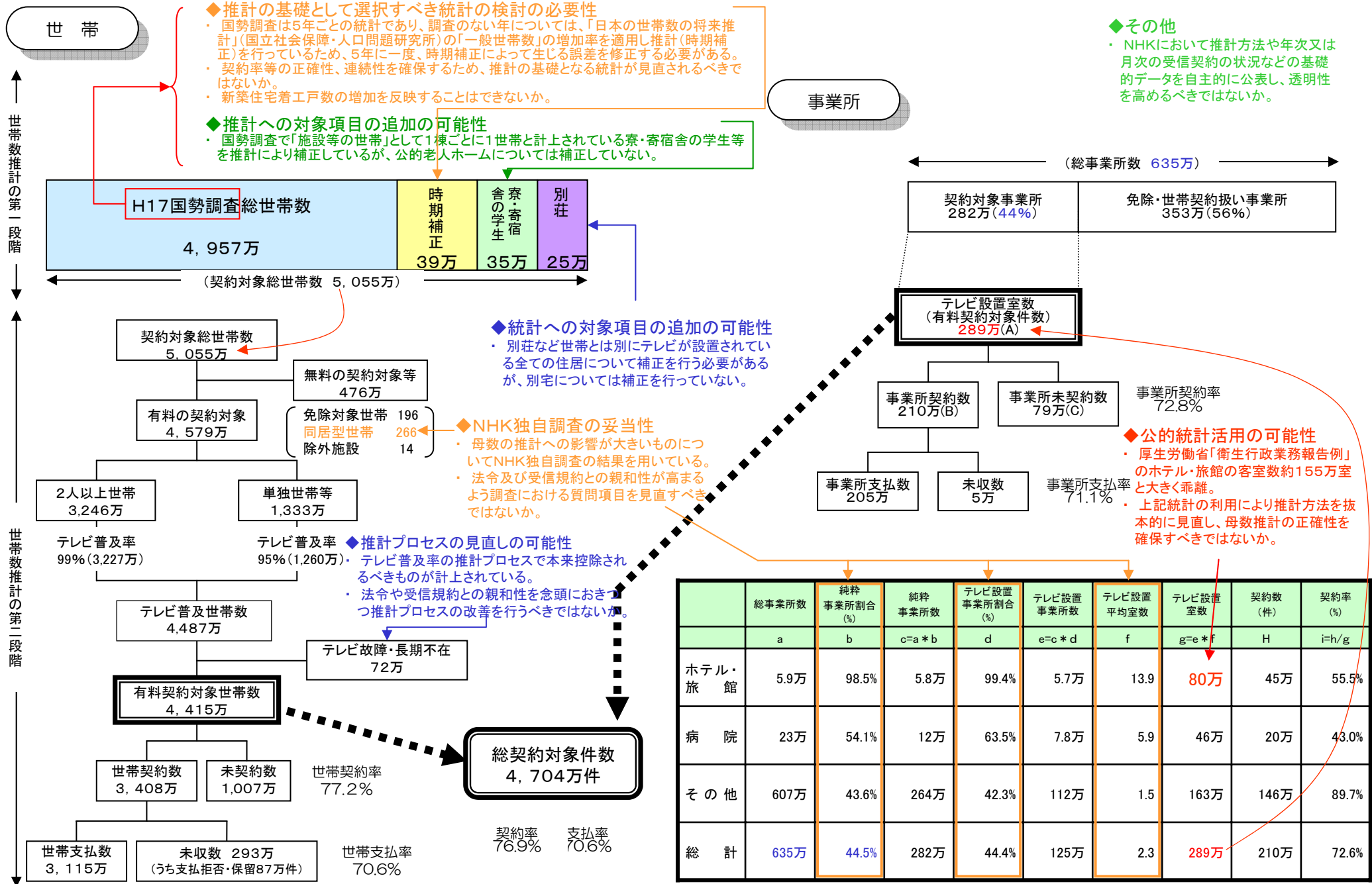
よる場合と同様、「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」と取り扱われている。

- こうした受信者までも「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」として衛星契約の締結を義務付けるべきかどうか検討が必要である。

(3) 衛星受信料体系について

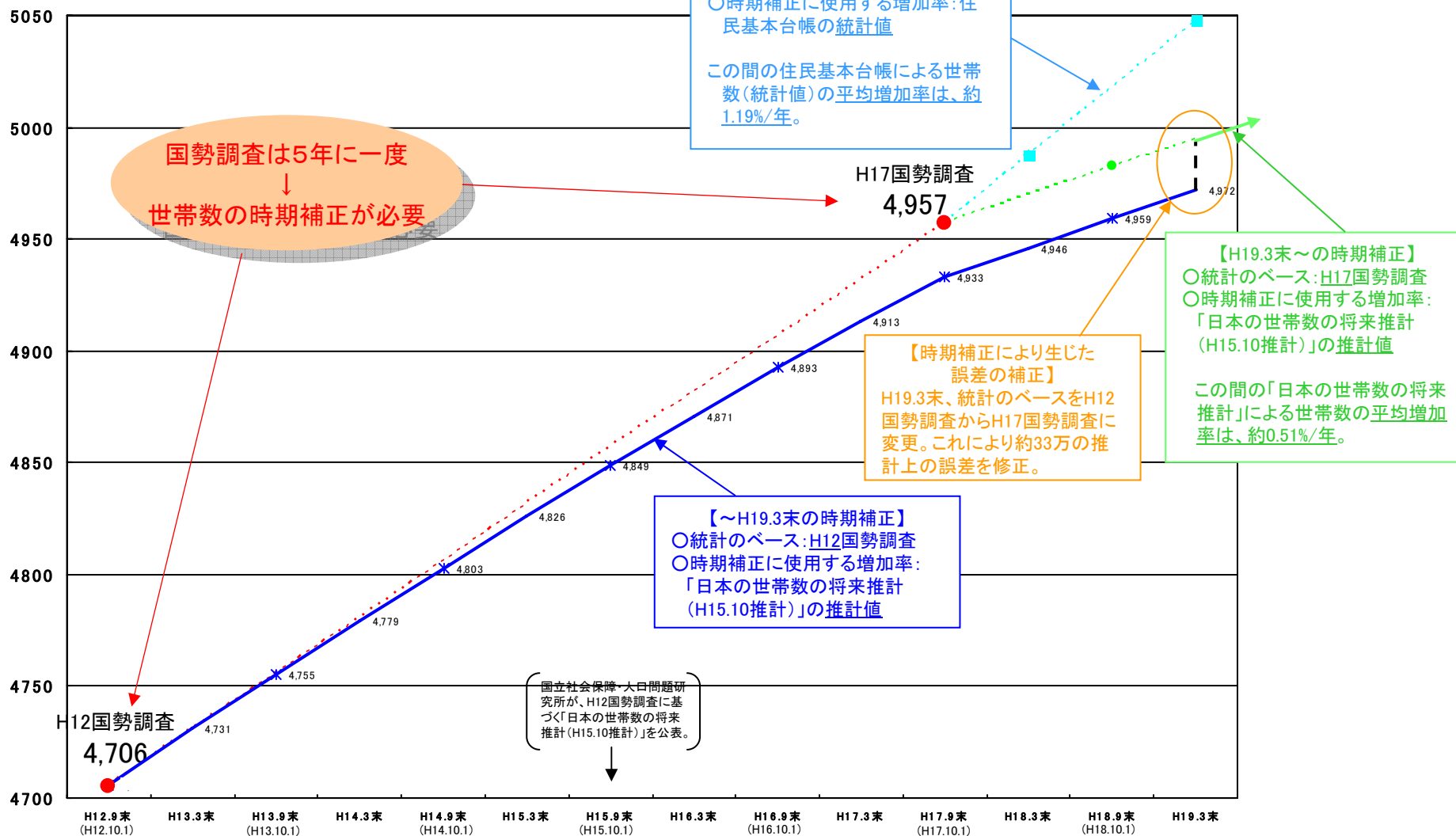
「資料1 論点整理(案)」により議論。

(参考2) 現在の母数の推計方法(NHKによる推計)に係る論点



(参考3) 現行の推計方法における世帯数の時期補正

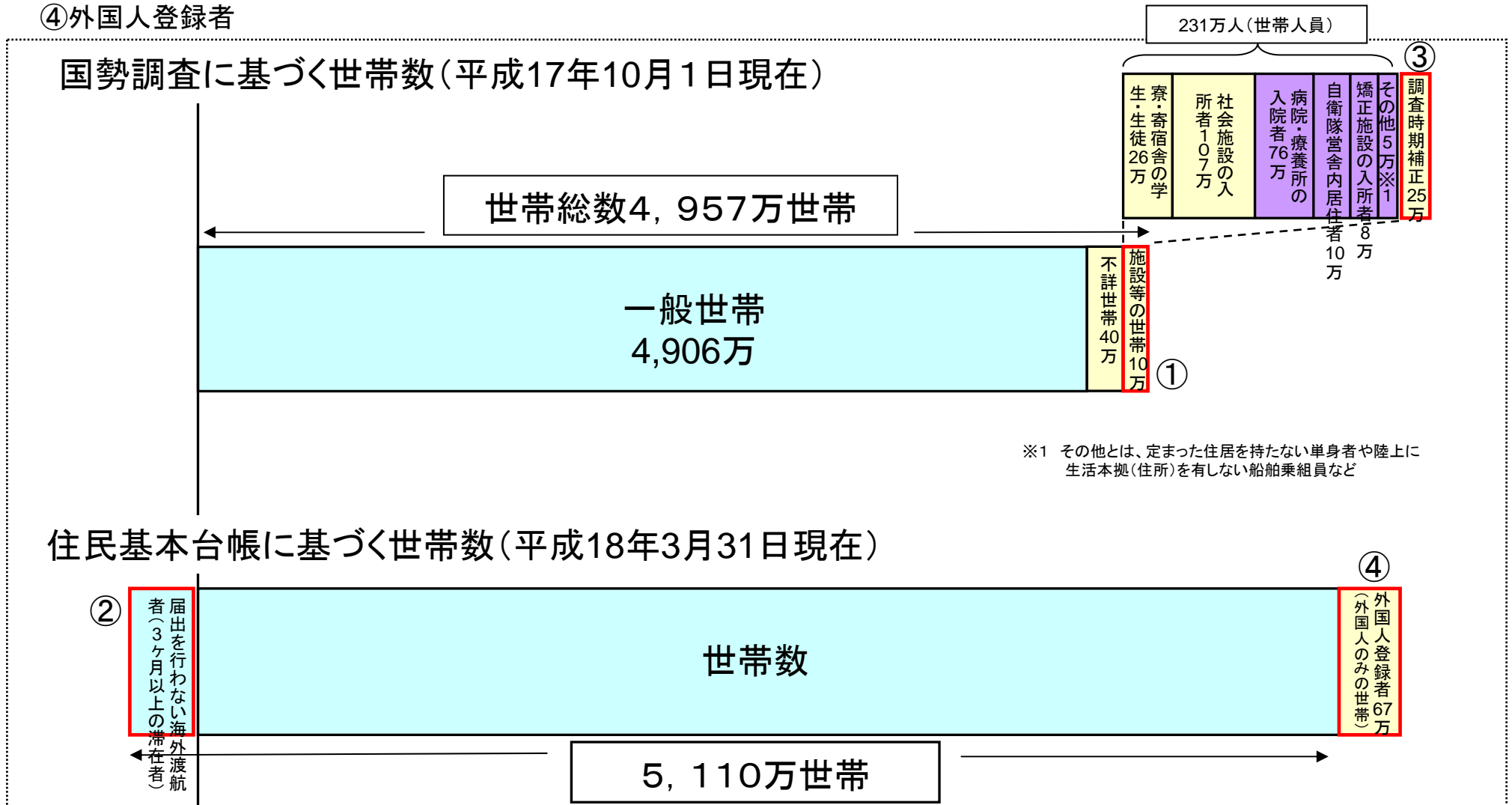
契約率等の算定の母数の正確性、連続性を確保するため、推計の基礎となる統計が見直されるべきではないか。



(参考4) 国勢調査と住民基本台帳に基づく世帯数の差異

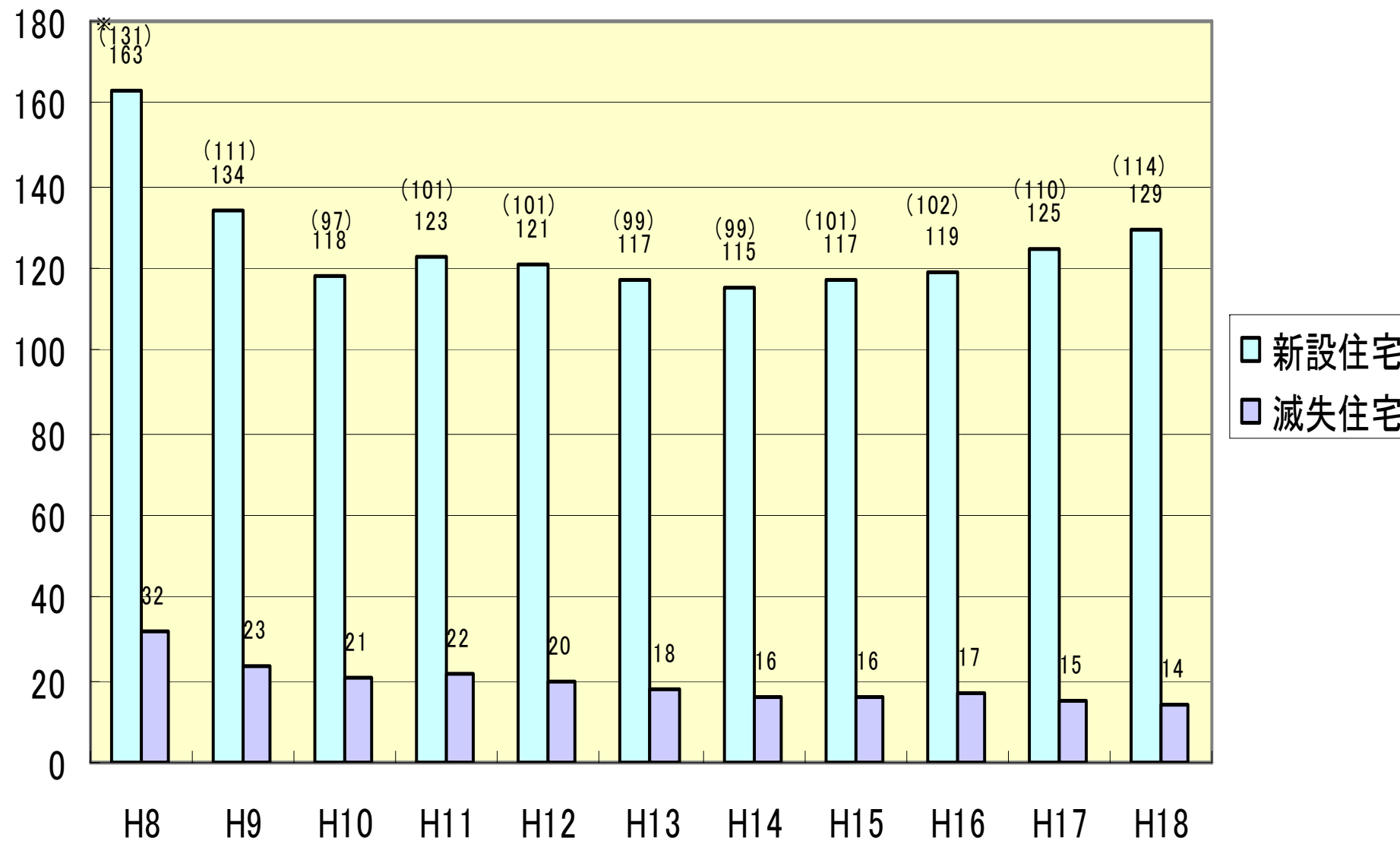
国勢調査と住民基本台帳に基づく世帯数が相違する要因と考えられるもの

- ①世帯単位の計上方法の相違によるもの(国勢調査は、「施設等の世帯」を棟ごとに1世帯と計上)
- ②住民票の届出を行わない海外渡航者(3ヶ月以上の滞在者:最大71万世帯)
- ③各統計の調査時期の相違によるもの
- ④外国人登録者



(参考5) 新設住宅着工戸数及び減失住宅戸数

(万戸)



※ ()内は、新設住宅着工戸数から減失住宅戸数を差し引いた戸数
出典：建築着工統計調査、建築物減失統計調査(国土交通省)による

受信料体系研究会における論点整理（案）とNHKの考え方

論点整理（案）	NHKの考え方
<p>1 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法について</p> <p>■推計方法の見直しの基本的視点</p> <p>◎ 受信料の支払の対象となる世帯数・事業所（の部屋）数を直接把握することのできる公的統計がない以上、契約率等の算定の母数となる契約率、支払率を推計によって求めることはやむを得ないが、可能な限り正確なものとするためにはどのような考え方が適切か、例えば、以下のような視点から考えることができるのではないか。</p> <p>ア 公的統計が活用できる推計プロセスには、公的統計を用いるべきではないか。</p> <p>イ 活用可能な公的統計が複数ある場合には、契約率、支払率を把握することの目的との親和性を考慮すべきではないか。</p> <p>ウ 公的統計を活用できない推計プロセスについても、合理的な調査を用いるべきではないか。</p> <p>エ ただし、公的統計によらない調査を用いて行う推計プロセスはできるだけ少なくするべきではないか。</p>	<p>○ NHKでは、公的調査結果を基本としつつ、独自の調査も活用して可能な限りの分析を行い、受信契約の対象となる世帯数等を推計しています。今後とも各方面のご意見をいただきながら、経費も考慮しつつ、正確な推計とする努力を続けていきます。</p> <p>○ 例として挙げられたア～エについてはいずれも大切な視点と考えますが、アについては、世帯数や事業所の部屋数についての公的統計を用いるだけでは、受信料支払の対象となる「テレビ設置」の世帯数・部屋数を推計することはできない点に配慮が必要と考えます。</p> <p>○ イについては、それぞれ本来の収集目的や調査対象・調査方法が異なった統計の数値を複数つなぎ合わせることで、統計相互間での欠落や重複が起こりかねない点に配慮が必要と考えます。</p> <p>○ NHKとしては、世帯と事業所に関する国の基本統計である総務省の「国勢調査」と「事業所・企業統計調査」をベースに置いて、総体として整合性を確保しつつ、必要となるデータの推計を行ってきています。</p>
<p>■推計の基礎となる統計の見直し</p> <p>◎ 国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。この統計を活用して以下のような見直しを行っていくことは考えられないか。</p> <p>案の1 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法</p> <p>案の2 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、統計が行われなかった5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳に基づく世帯数の増加率によって推計する方法</p>	<p>○ NHKとしては、世帯構成員を別個に届け出ることが可能な住民基本台帳よりも、調査協力義務を背景に調査員が一軒一軒現地確認して調査する国勢調査の方が、受信契約の単位となる世帯を把握するうえでより親和性があるものと考えます。</p> <p>○ NHKの毎年度の予算・事業計画を策定する際、受信契約数等の達成目標を定めるため、増加世帯数を予測する必要があります。基礎となる統計を国勢調査とした場合は、それを基盤とした国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」があるのに対し、住民基本台帳はあくまで実績値のみであって、将来の世帯数の伸びを予測するデータがありません。</p> <p>○ とはいえ、これらはそれぞれ専門の機関による調査・研究活動の結果</p>

論点整理（案）	NHKの考え方
	<p>でありますから、NHKの見解だけでは不十分ということであれば、国勢調査と住民基本台帳の世帯数の考え方の相違や、「将来推計」の精度の考え方などについて、当研究会で関係機関によるヒアリングを行っていただく考え方もあるのではないかと考えます。</p>
<p>■別宅等に係る追加的な補正</p> <p>◎ 寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の1を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の2を採用する場合には補正を行うことが適当ではないか。また、別荘及び別宅については、受信規約との親和性の観点から補正が必要であり、現在補正を行っていない別宅について追加的な補正を行うことが適当ではないか。</p>	<p>○ NHKは、これまでのところ、「有料契約対象者」についての契約率・支払い者率を計算することを目的として、母数の推計をしています。現状の目的は実務上の必要性から発したものであることから、現状の目的を前提とする限り、公的老人ホームについて補正する必要はないと考えますが、免除（無料）契約も含めた全体の受信契約対象世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もありうることから、推計プロセスの図の描き方について検討を行います。</p> <p>○ 別宅の25万件については、居住があるものとして国勢調査の世帯数に入っているものと見ており、追加的な補正の必要はないと考えています。なお、別荘の25万件については、テレビの設置がないものも多いと思われるが、別荘についてのテレビ普及率の調査はないため、すべてがテレビ設置と計算しています。</p>
<p>■住宅着工件数の活用可能性</p> <p>◎ 住宅着工件数の増加は直近の世帯数の増加傾向を示す指標とはなり得るが、このうち既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものとの正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。しかし、新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられることから、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能ではないか。</p>	<p>○ 「新設住宅着工戸数」と「住宅・土地統計調査」との間には大きな差があります。この差は空き家の増加などが原因とは考えられますが、NHKでは判断がつかず、現状では「新設住宅着工戸数」を総世帯数増加推計に直接活用することは不相当と考えます。</p> <p>○ 後段の住民基本台帳の活用について、新規世帯の増加を把握する観点からは、住民基本台帳による場合と、国勢調査および「将来推計」による場合とでいずれも差はないと考えます。</p>
<p>■ テレビ故障世帯数等に係る補正</p> <p>◎ NHKの独自調査である「受信契約状況状態調査」の結果を活用してテレビが故障している世帯数、長期不在となっている世帯数などを控除する</p>	<p>○ NHKは、これまでのところ、「有料契約対象者」についての契約率・支払い者率を計算することを目的として、母数の推計をしています。現状の</p>

論点整理（案）	NHKの考え方
<p>推計プロセスについては、テレビ普及世帯数を求める推計プロセスの中で本来控除されるべきものと考えられるため、NHKにおいて、法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、推計プロセスの改善を行うことが適当ではないか。</p>	<p>目的を前提とする限り、故障・長期不在など契約非対象世帯については、推計プロセスのどの段階で控除しても結果は変わらないと考えますが、契約非対象世帯数も含めた全体の世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もありうることから、推計プロセス図の描き方について検討を行います。</p>
<p>■事業所における契約対象件数の推計方法の見直し</p> <p>◎ ホテル・旅館におけるテレビ設置室数の推計結果は実態を反映しているものとは認められず、今後、NHKにおいて、ホテル・旅館におけるテレビ設置室数の推計方法について、厚生労働省統計を利用することによる抜本的見直しを行い、母数推計の正確性を確保することが必要ではないか。</p>	<p>○ NHKのホテル・旅館におけるテレビ設置室数の推計において、対象となる事業所数は、公的調査であり、国勢調査と同様、調査員が一軒一軒全数を現地確認して調査する、総務省の「事業所・企業統計調査」を基にしています。またテレビの平均設置室数等は、NHKの「法人・事業所契約実態調査」における事業所からの回答に基づいて、外部機関が分析・算出した数値です。</p> <p>○ その意味では、現在の推計結果は十分な信頼性を有するものと考えていますが、将来、ホテル・旅館についてのみ、仮に厚生労働省統計を利用する場合には、事業所調査のベースとなっている「事業所・企業統計調査」と厚生労働省統計との関係を十分把握する必要があり、少なくとも次の作業が必要となります。</p> <p>① 厚生労働省統計には、会社・団体等の宿泊所等が含まれていますが、NHKの推計では、これらは「その他事業所」に分類しています。したがって、厚生労働省統計を使用する場合は、これらの施設でのテレビ設置客室数がいくらかを把握して、NHKの「その他事業所」から差し引く必要があります。</p> <p>② 厚生労働省統計は「客室数」であり、「テレビ設置客室数」ではありません。先日のヒアリングでは「テレビ設置数は概ね旅館・ホテルの客室数に等しいと考えられる」とのプレゼンがありましたが、この報告をされた方は、「ラブホテル」は「旅館・ホテル以外の宿泊施設」と認識されていたようです。しかし、実際にはラブホテルも厚生労働省統計に含まれており、こうしたホテルなども概ねすべての客室にテレビが設置されているという根拠はありません。そこで、厚生労働省統計を利用する場合には、その統計の対象となっているホテル・旅館の「客室のテレビ設置率」を調査し、テレビなしの客</p>

論点整理（案）	NHKの考え方
	<p>室数を控除する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年の「事業所・企業統計調査」によって平成19年度末の事業所契約率を算出する際には、今回のヒアリングでの構成員の皆様のご意見も踏まえ、厚生労働省統計との関連性を説明できるようにしながら、ホテル・旅館の契約対象件数を推計したいと考えています。 ○ なお、その際には厚生労働省統計を構成する具体的な届出ホテル名・所在地・部屋数などのデータが必要とされることが考えられます。これらは自治体への文書開示請求により入手することも可能ですが、部屋数などは開示されません。こうしたデータが簡便に入手できるようになれば、より精緻な分析ができるものと考えています。
<p>■NHKの独自調査</p> <p>◎ NHKの独自調査である「受信契約状況実態調査」における同居型世帯数を推計するための調査方法や同じくNHKの独自調査である「法人・事業所契約実態調査」における純粋事業所数、テレビ設置事業所数及びテレビ設置平均室数については、公的統計がなく独自調査を行っているのが実態であるが、これらの推計値の母数全体に与える影響の大きさにかんがみ、法令及び受信規約との親和性が高まるよう調査における質問項目を見直すなど不断の見直しを行うことが望ましいのではないかと。ただし、見直しに際しては、調査コストと正確な推計を行うことの効果とを見極める必要があるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHKが外部機関の力も借りながら行う「受信契約状況実態調査」「法人・事業所契約実態調査」につきましては、今後は、外部の専門家のアドバイスを受ける仕組みを導入するなど、より信頼性の高いものとなるよう、不断の見直しを行っていきたいと考えております。ただし、見直しに際しては、調査コストと正確な推計を行うことの効果とを見極める必要があると考えます。
<p>■推計方法等の公表</p> <p>◎ 契約率等が公平負担を示すための重要な指標であることにかんがみ、今後、NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などの基礎的データを自主的に公表するなど透明性を高めるための取り組みについて検討すべきではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在でも月ごとの受信契約数などの基本的なデータは公表しています。 ○ 期ごと（2か月ごと）に契約率を公表しても変化は微小であり、また期ごとの母数の変化を示す公的統計もありません。こうした短期間の周期での公表については、契約率よりも、受信契約数やその増減数自体を公表する方が適切であると考えます。 ○ 今後も、数値的な指標をはじめ、受信料制度全般につきまして、視聴者の信頼を高められるよう、透明性を高める努力を行っていきたいと考えています。

論点整理（案）	NHKの考え方
<p>2 NHKにおける受信料体系の見直しについて</p> <p>◎ そもそも受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであるため、サービスの対価と位置付けられる他の料金とは性格が異なるものである。こうした性格を持つ受信料の負担の公平性を図るためにはどのような基準を用いればよいか。</p> <p>◎ 世帯や事業所の社会的実態等を勘案しつつ、複数の要素に検討を加え総合的な判断がされるべきものではないか。その際、例えば、以下のような要素について検討されるべきではないか。</p> <p>ア 従来の受信料体系改定の考え方との整合的であるか</p> <p>イ 一部の者への割引の導入により他者の負担に過剰な負担を強いる結果とはならないか</p> <p>ウ 割引を導入することにより受信料収入が減収となり、公共放送の質が低下することにはならないか</p> <p>エ 割引を導入することにより不公平感の解消が図られ、契約率、支払率が上昇することにつながるものであるか</p> <p>◎ 現在検討中の受信料体系の見直しも含め、受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいてパブリックコメントなどの国民視聴者の意見を聴取する機会を設ける必要があるのではないか。また、これを踏まえ最終的に受信料体系の改定を公表する際には、パブリックコメントにおける国民視聴者の意見、第4回のヒアリングで示された意見・要望を含め日ごろからNHKに届いている様々な意見・要望に対するNHKの考え方を明らかにすべきではないか。</p>	<p>○ 受信料体系につきましては、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、負担の側面と受益の側面の両方から公平性を考慮するとともに、その他の政策的な配慮を加味して設定しているものですが、その設定根拠について視聴者のご理解を得る必要があるものと考えています。</p> <p>○ 例として挙げられたア～エについては、いずれも大切な要素と考えますが、アについては、社会的変化を踏まえ、従来からの延長だけではなく、違った視点からの考え方をとることもありうると思います。またウについては、受信料収入が減収となる割引の導入が必ずしも否定されるものではないと考えます。</p> <p>○ 受信料体系のあり方について、視聴者の皆さまのご意見を反映することは、受信料制度への理解をいただくうえで重要なことと考えています。視聴者の皆様のご意見の収集を、よりの確・適切に行う具体的な方法につきましては、今後検討してまいります。</p>
<p>3 衛星受信料体系について</p> <p>◎ NHKにおいては、住環境の変化やCATVシステムの高度化などの外部環境の変化によって、受動的かつ自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に該当した者について、衛星契約ではなく、地上契約を締結することとなるよう受信規約の改正、運用方法の変更など適切な措置を考えるべきではないか。</p> <p>◎ ただし、こうした措置を講ずる場合、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するもので</p>	<p>○ NHKとしては、このような措置を導入することは、当初は対象を限定したとしても、いずれは受信料そのもののあり方にまで影響しかねないという懸念を払拭しきれず、導入は難しいのではないかと考えます。</p> <p>○ このような措置を導入したとしても、次のような方々は依然として衛星契約の締結が必要であり、かえって不公平感を増幅することになりかねません。</p> <p>① 衛星放送を地上アナログ放送と同じ信号方式にして伝送する共同</p>

論点整理（案）	NHKの考え方
<p>あるため、この原則が維持されるよう、フリーライダーの防止など実効性が十分に確保される実務上の工夫が必要ではないか。</p> <p>◎ 実務上の工夫については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討されるべきものと考えられるが、例えば、上記の基準については、</p> <p>① 衛星放送を受信するための受信設備でないことの確認書及びアンテナ端子と受信機側の接続端子の接続状況を撮影した写真</p> <p>② 転居時期と外部環境の変化の発生時期との先後関係を証明する書類として、住民票の写し及び受信機の購入・譲渡等の時期を証明する書類の提出を求めることなどにより、客観性、実効性を確保することが考えられるのではないか。</p> <p>◎ また、このような手続において、不正な手段により衛星契約の締結及び衛星契約に係る受信料の支払義務を免除する義務を免れた者については、受信契約者の義務違反を定めた受信規約第12条を厳格に運用し、割増金の請求を行うなど実効性確保のための更なる措置をとることも検討すべきではないか。</p> <p>◎ 上記措置により、衛星契約ではなく地上契約を締結することとなる者には手続のための一定の負担（確認書や写真の提出等）を課すこととなるが、この措置は、こうした者への配慮を行うためのものであり、フリーライダーの防止等の観点から、一定の負担はやむを得ないのではないか。</p>	<p>受信設備のあるマンション等に転居したため、地上放送用テレビを設置すれば衛星放送が受信できる方。NHKの調査では、こうした受信方式の方々は今回の措置の対象者の2倍以上になると見えています。</p> <p>② 衛星放送の共同受信設備のあるマンション等にもとから住んでおり、本人は積極的な衛星放送を受信する意思のないまま大画面テレビ等を購入したところ、テレビに衛星放送受信機能があり、衛星放送を受信できる受信機を設置したことになる方。</p> <p>○ さらにはこのような措置を行うことにより、「要するに、衛星放送を視聴する意思がなければ衛星契約は不要である」という拡大解釈が広まるという懸念も捨て切れません。</p> <p>○ 適正な申告を確保するための実務上の工夫に努めるとしても、アンテナが接続されていない写真を撮影してから接続し直すケースなどをNHKがチェックすることは実質不可能であり、この措置に便乗したフリーライダーが増加することも懸念されます。</p> <p>○ NHKとしては、この課題については本来、視聴するしないではなく、NHKの放送を受信できる方々から広く受信料をお支払いいただくことにより、社会に必要な放送の制作が可能になるという受信料制度の意義をご理解いただくようお願いするとともに、衛星放送の魅力を高めていくことで対応していくべきことと考えています。</p>